

# 居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(秋田県指定 第 0572312239 号)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

## ◆◆目次◆◆

1. 居宅介護支援を提供する事業者について.....	2
2. 利用者に対して指定居宅介護支援を実施する事業所について.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	3
5. 当事業所が提供する居宅介護支援の内容、サービス利用料と利用者負担 ...	3
6. 利用者の居宅への訪問頻度の目安.....	4
7. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について.....	5
8. 身分証の携行義務 .....	5
9. 高齢者虐待の防止について.....	5
10. 相談・苦情の受付について.....	6
11. 事故発生時の対応について.....	7
12. 秘密の保持及び個人情報の保護について.....	7
13. 衛生管理等について.....	8
14. 身体拘束の適正化について.....	8
15. 業務継続計画の策定等について.....	8
(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法について.....	11

### 1. 居宅介護支援を提供する事業者について

法人名	社会福祉法人五城目町社会福祉協議会
所在地	秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六番地十
電話番号	018-852-5192
代表者氏名	会 長 佐 藤 満
設立年月日	昭和46年2月9日

### 2. 利用者に対して指定居宅介護支援を実施する事業所について

事業所の種類	居宅介護支援事業 平成 17 年 4 月 1 日 指定 秋 田 県 0572312239 号
事業の目的	居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
事業所の名称	五城目居宅介護支援事業所
事業所の所在地	秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六番地ノ十
電話番号	018-852-5192
事業所長（管理者）	布 川 敬 子（主任介護支援専門員）
事業所の運営方針	介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行なう。
開設年月日	平成 17 年 4 月 1 日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 五城目町全域及び八郎潟町全域・井川町全域、  
その他会長が認めた地域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（但し、祝祭日及び12月31日～翌年1月3日まで除く）
受付時間	月～金 8時30分～17時15分

(3) 緊急時の場合は、営業日、営業時間外でも24時間体制で、下記の番号にて相談に応じます。

<b>* 緊急時連絡先</b>	<b>080-1659-7064</b>
-----------------	----------------------

#### 4. 職員の体制

職 種	勤 務 形 態	人数
主任介護支援専門員	常 勤	1名以上
介護支援専門員	常 勤	3名以上

#### 5. 当事業所が提供する居宅介護支援の内容、サービス利用料と利用者負担

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要はありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

##### (1) 居宅介護支援費及び加算等 (令和6年4月1日現在)

	サービス内容・加算内容	サービス単位	利用料金
通常算定される項目	居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (介護支援専門員1人当たりの人数が45人未満の場合)	1086単位/月	10,860円/月
	居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護3～5 (介護支援専門員1人当たりの人数が45人未満の場合)	1411単位/月	14,110円/月
	特定事業所加算(Ⅱ) (※参照)	421単位/月	4,210円/月
状況により算定される項目	初回加算 (新規・要介護度が2区分以上の変更時)	300単位/月	3,000円/月
	入院時情報連携加算(Ⅰ) (入院当日に病院へ対して情報提供)	250単位/月	2,500円/月
	入院時情報連携加算(Ⅱ) (入院～3日以内に病院へ対し情報提供)	200単位/月	2,000円/月

退院・退所加算（Ⅰ）イ （退院・退所に向けて病院等の職員と面談し、 居宅サービス計画を作成した場合）	450単位/月	4,500円/月
退院・退所加算（Ⅱ）イ （退院・退所に向けて病院等の職員と2回以上面 談し、居宅サービス計画を作成した場合）	600単位/月	6,000円/月
通院時情報連携加算	50単位/月	500円/月
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	3,000円/月
看護小規模型居宅介護支援事業所連携加算	50単位/月	500円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回 1月2回を限度	2,000～4,000 円/月
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月	4,000円/月

※ 特定事業所加算の趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から通常の事業区域をこえた地点から 1 キロメートルにつき 27 円（消費税別）を徴収します。

前記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

① 窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振込み

秋田銀行 五城目支店 普通預金 155527

③ 利用者が指定した口座からの引落とし

## 6. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、 利用者の居宅に訪問する頻度の目安	利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 ヶ月に 1 回
------------------------------------------	-----------------------------------

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

## 7. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、費用等について、分かりやすく懇切丁寧に説明し、利用者が自ら選択できるように支援します。
- (2) 利用者又はその家族は介護支援専門員に対し、居宅サービス計画に位置付ける事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。  
※ 当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおり。
- (3) サービス利用の際には介護保険証を確認させていただきます。
- (4) 介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (5) 居宅介護支援の提供開始後、体調不良等により入院された場合、担当ケアマネージャーの氏名と当事業所の連絡先を入院先の医療機関に提示してください。また、当事業所へも入院された旨をお伝えください。
- (6) 利用者が訪問看護や通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望される場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- (7) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師へ必要な情報伝達を行います。

## 8. 身分証の携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 9. 高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 布川敬子
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

※ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10. 相談・苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

相談・苦情受付窓口（担当者）	管理者 布川 敬子
相談・苦情解決責任者	事務局長 加藤 雄一
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15
連絡先	電話 018-852-5182 F A X 018-879-8367

(2) 行政機関その他相談・苦情受付機関

五城目町役場 介護保険担当課	所在地 南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目 1-1 電話番号 018—852-5107 F A X 018—852-5367 受付時間 平日（午前8時30分～午後5時15分）
八郎潟町役場 介護保険担当課	所在地 南秋田郡八郎潟町字大道 80 番地 電話番号 018—875-5808 F A X 018—875-3096 受付時間 平日（午前8時30分～午後5時15分）
井川町役場 介護保険担当課	所在地 南秋田郡井川町北川尻海老沢樋ノ口 78-1 電話番号 018—874-4417 F A X 018—874-2600 受付時間 平日（午前8時30分～午後5時）
国民健康保険団体連合会	所在地 秋田市山王 4 丁目 2 番 3 号秋田県市町村会館内 4 階 電話番号 018—862-3850 F A X 018—824-0043 受付時間 平日（午前9時～午後5時15分）
秋田県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	所在地 秋田市旭北栄町 1-5 電話番号 018—864-2726 F A X 018—864-2701 受付時間 平日（午前8時30分～午後5時）

(3) 第三者委員会 （社協で設置している委員会で、相談・苦情に対応いたします。）

氏名	役職名	町内	区分
伊藤 万亀子	前民生委員	町村	学識経験者
近藤 強	五城目社協 評議員選任解任委員	田町	学識経験者

## 11. 事故発生時の対応について

- (1)利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

なお、本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社		
保険名	福祉サービス総合補償		
補償の概要	対人・対物・人格権侵害共通	1 事故	2 億円
	現金盗難補償	1 事故	10 万円
	経済的損失(ケアマネジメント業務に係る)	1 事故	100 万円
	初期対応費用	1 事故	500 万円
	対人見舞金	死亡 10 万 入院 3 万 通院 1 万	

## 12. 秘密の保持及び個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者及び事業者の使用する者は、事業所における個人情報保護管理規定に基づき、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後及び職員の退職後も継続します。</p>
②個人情報の保持について	<p>事業所における個人情報保護管理規定に基づき利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、厳重に管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p>

### 13. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### 14. 身体拘束の適正化について

- (1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (5) 身体拘束等の適正化のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 15. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。



居宅介護支援サービスの提供に際し、利用者に対し、重要事項説明書を交付の上、本書面に  
基づいて重要な事項の説明を行いました。

説明・交付年月日 令和 年 月 日

事業者

所在地 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目 1 丁目 6-10

事業者名 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会

代表者名 会長 佐藤 満

説明者

所 属 五城目居宅介護支援事業所

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業者からサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、居宅介護  
支援サービスの提供開始に同意しました。

同意年月日 令和 年 月 日

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

家族又は代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に基づき、  
利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。



## (別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

### 1. 居宅サービス計画の作成について

(1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際し、次の点に配慮します。

- ① 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- ② 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
- ③ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

- ① 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、  
居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。(居宅サービス計画の変更・更新時も含みます。)
- ② 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

### 2. サービス実施状況の把握、評価について

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (4) 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

### 3. 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

### 4. 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5. 要介護認定等の協力について

- (1) 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6. 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

7. 当事業所のケアプラン（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）におけるサービスの利用状況について

- (1) 前6か月間（令和6年3月1日～令和6年8月31日）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	24 %
通所介護	22 %
地域密着型通所介護	5 %
福祉用具貸与	47 %

- (2) 前6か月間(令和6年3月1日～令和6年8月31日)に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	五城目指定訪問介護事業所 73%	JA あきた湖東訪問介護センター 19%	SOMPO ケアかたがみ 8%
通所介護	広青苑通所介護事業所 50%	デイサービスセンターうぐいすの里 27%	リハビリセンターほっとリハ 23%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター福寿荘 52%	自立機能訓練型施設はっち 30%	機能訓練デイサービスリハ・あしらく 18%
福祉用具貸与	かんきょう秋田 26%	福祉用具センター虹の街 25%	シルバーサポートサンショウ店 21%